中小企業者等・小規模事業者の定義

本補助金は中小企業者等（小規模事業者を除く。）と小規模事業者によって補助率が異なりますので、ご確認ください。

（中小企業者等の定義）

業　種 （業種分類は、日本標準産業分類に基づきます）	中小企業者等 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 ※1
①　製造業	３億円以下	300 人以下
②　建設業		
③　運輸業		
④　その他の業種（⑤～⑫を除く）		
⑤　卸売業	１億円以下	100 人以下
⑥　サービス業（⑩、⑪を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
⑦　小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑧　飲食店		
⑨　ゴム製品製造業 ※2	３億円以下	900 人以下
⑩　ソフトウェア業、情報処理サービス業	３億円以下	300 人以下
⑪　旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
⑫　NPO 法人、社会福祉法人	―	300 人以下

（小規模事業者の定義）※3

業　種 （業種分類は、日本標準産業分類に基づきます）	常時使用する従業員の数※1
①　製造業	20 人以下
②　建設業	
③　運輸業	
④　その他の業種（⑤～⑬を除く）	
⑤　卸売業	５人以下
⑥　サービス業（⑩～⑫を除く）	
⑦　小売業	
⑧　飲食店	
⑨　ゴム製品製造業 ※2	20 人以下
⑩　ソフトウェア業、情報処理サービス業	５人以下
⑪　宿泊業	20 人以下
⑫　娯楽業	
⑬　NPO 法人、社会福祉法人	

※１　本事業では、以下の方は「**常時使用する従業員数**」に含めないものとします。

・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含めます）

・個人事業主本人及び同居の親族従業員（別居の親族従業員は「常時使用する従業員の数」に含めます）